

令和5年度包括的フレイル対策推進事業
食環境づくりを通じた戦略的フレイル予防事業 業務委託 仕様書

1 目的

高齢者のフレイル、食塩の過剰摂取などの健康・栄養課題を重大な社会課題として捉え、兵庫県の魅力をいかし、産官学等の連携・協働により、健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブを展開する。

具体的には、栄養面に配慮した食品を事業者が供給し、そうした食品を消費者が、自身の健康関心度等の程度にかかわらず、自主的かつ合理的に、又は自然に選択でき、手頃な価格で購入し、ふだんの食事において利活用しやすくすることで、県民の健康保持増進を図るとともに、活力ある持続可能な社会の実現を目指すことで、食環境づくり*を通じたフレイル対策を充実させることを目的とする。

なお、食環境づくりを推進するに当たっては、健康の保持増進に関する視点を軸としつつ、事業者等が行う地球環境、自然環境等に配慮した取組にも焦点を当てながら、持続可能な開発目標の達成に資するものとしていく。

以上のことから、委託事業として、本取組に賛同する事業者等を募集し、参画する仕組みの構築、食環境づくりに係る産官学等の連携の推進等を図ることを目的とする。

※「食環境づくり」とは、人々がより健康的な食生活を送れるよう、人々の食品（食材、料理、食事）へのアクセスと情報へのアクセスの両方を、相互に関連させて整備していくことを指す。

2 事業の概要

本件を受託した事業者（以下「受託者」という。）は、本事業の事務局として、事業者等の参画促進戦略の実施、事業者等の参画登録の受付及び登録情報の管理のほか、参画事業者同士の情報交換の機会の提供等の参画事業者の行動目標に係るPDCAプロセス支援を行う。さらに、参画事業者等と連携し、消費者への効果的な普及啓発手法の開発等の業務を実施する。

3 業務内容

受託者は、以下の業務を兵庫県保健医療部健康増進課と協議の上、進めることとする。

(1) 作業計画書の作成

本事業の今年度スケジュール（案）を示すので、これを参考に作業計画書を作成し、当課の承認を得ること。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
作業計画書の作成	→									
食環境づくりに関する実態調査と分析		実態調査票の考案	実態調査							
食環境戦略イニシアチブ運営会議				運営会議①					運営会議②	
参画事業者行動目標推進部会						行動目標部会				
イニシアチブ参画事業者の募集							参画のための募集や登録の仕組み考案 →			

(2) 食環境づくりを通じた戦略的フレイル予防事業打合せ会議

ア 構成メンバー

兵庫県保健医療部健康増進課、(委託先事業者)

イ 方法 対面・オンライン等による

ウ 主な内容

実態調査の実施、会議や部会の運営検討、イニシアチブ参画事業者の募集方法など

(3) 民間企業、民間団体等への実態調査と分析

ア 対象

地域包括連携協定締結企業、県下一円に店舗を有するスーパーマーケット、地場産品取り扱い事業者、食の健康協力店 等

イ 回数 年1回

ウ 方法 オンライン調査又は郵送による

エ 内容

食環境づくりに関する実態調査の実施、結果分析、事業展開に向けた課題の抽出など

(4) 食環境戦略イニシアチブ運営会議の開催

ア 対象

県内の食品製造事業者・食品流通事業者、メディア、金融機関、大学・研究機関、職能団体等

イ 回数 年2回以上

ウ 方法 対面・オンライン等による

エ 主な内容

健康関心度等の程度にかかわらず誰もが自然に健康になれるよう、事業者による栄養面・環境面に配慮した食品(商品)の開発、販促、広報活動等を、産学官等が連携して推進するための方策等を検討する。

なお、今回の食環境づくりは、フレイル予防、減塩の推進等の健康の保持増進に関する栄養面の取組を中心とする。

(5) 参画事業者行動目標推進部会の開催

- ア 回数 年1回以上
- イ 方法 対面・オンライン等による
- ウ 内容

イニシアチブ参画事業者が自ら設定した行動目標と評価指標について、より効果的な方策を参画事業者同士で検討するとともに、必要に応じて運営会議構成員からの助言を得る。

(6) 消費者への普及啓発

3 事業実施期間

契約締結日～令和6年3月31日

4 対象経費

報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料に限る。

※ 本業務における対象経費については、県や国等における他の委託業務や補助事業における対象経費と重複してはならない。

5 その他留意事項

- ・オンライン会議システムは、受託者にて手配すること。
- ・業務の実施にあたっては、関係する諸法令規則を順守すること。
- ・豊富な経験・知識を有した担当者を配置し執行体制を充実するとともに、管理責任を明確にすること。
- ・発注者との連絡を密に行い、誠意をもって業務を円滑に遂行すること。
- ・業務に遅延が生じないよう的確に進行管理すること。
- ・受託者は、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、県と協議し、その指示に従うこと。